

国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) ハラスメント 差別意識に基づき、あるいは権力関係を用いて不適切な言動を行い、これによって相手に精神的・身体的な面を含めて、修学・研究や職務遂行に関連して不利益や損害を与えることをいう。</p> <p>(2)～(10) (略)</p>	<p>本則</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) ハラスメント 差別意識に基づき、あるいは権力関係を用いて不適切な言動を行い、これによって相手に精神的・身体的な面を含めて、修学・研究や職務遂行に関連して不利益や損害を与えること <u>及びストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)に規定するつきまとい等をいう。</u></p> <p>(2)～(10) (略)</p>	

附 則(平成30年11月5日規程第40号)

この規程は、平成30年11月5日から施行する。